

平成21年度 大東市教育委員会

1 月 定 例 会 会 議 録

1. 開催年月日

平成22年1月19日（火） 午後3時30分～

2. 開催場所

大東市民会館5階 教育委員会会議室

3. 出席者（4名）

- ・教育委員長 田中 美穂
- ・教育委員 小南 市雄
- ・教育委員 小倉 秀夫
- ・教育長 中口 馨

4. 出席説明員（15名）

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ・学校教育部長 | 松本 哲 |
| ・学校教育部指導監兼教育研究所長 | 山本 克 |
| ・生涯学習部長 | 石田 芳久 |
| ・学校教育部参事兼教育研究所次長 | 西岡 斉 |
| ・学校教育部総括次長兼教育政策室長 | 中岡 亘 |
| ・生涯学習部総括次長兼生涯学習課長 | 中田 のぶ子 |
| ・学校教育部教育政策室課長 | 澤田 芳彦 |
| ・学校教育部教育政策室課長参事 | 松下 佳司 |
| ・学校教育部教育政策室課長参事 | 橋本 芳登 |
| ・学校教育部教育政策室課長参事
兼野崎青少年教育センター所長 | 佐藤 茂 |
| ・学校教育部教育政策室課長参事
兼北条青少年教育センター所長 | 辻岡 博 |
| ・学校教育部学校管理課長 | 中西 均 |
| ・生涯学習部スポーツ振興課長 | 植田 栄一 |
| ・学校教育部教育政策室上席主幹兼上席主査 | 品川 知寛 |
| ・学校教育部教育政策室上席主幹兼上席主査 | 植木 眞一郎 |

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教委議案第1号

平成22年度全国学力・学習状況調査への協力及び希望利用について

日程第3 教委議案第2号

平成22年度就業援助の認定基準見直しについて

日程第4 一般業務報告

6. 議案書

教委議案第1号

平成22年度全国学力・学習状況調査への協力及び希望利用について

平成22年度全国学力・学習状況調査への協力及び希望利用について、委員会の議決を求める。

平成22年1月19日提出

大東市教育委員会
教育長 中 口 馨

理 由

平成22年度全国学力・学習状況調査における抽出調査への協力及び希望利用について、文部科学省からの照会への回答を要するため

【資料】

平成22年度全国学力・学習状況調査に関する 実施要領のポイント

平成22年度調査は、悉皆調査から抽出調査に切り替えて実施するとともに、抽出調査対象とならなかった場合でも、学校の設置管理者が希望すれば、調査を利用することができることとしている。これに伴う実施要領の主な変更点は以下の通り。

【調査方式について】

- ・文部科学省が調査対象として抽出した学校における調査対象学年の全児童生徒を対象として全国的な抽出調査を行うこと
（注）抽出率や抽出方法の詳細については実施要領には規定していない
- ・抽出調査の対象外の学校については、学校の設置管理者が希望すれば、文部科学省から抽出調査と同一の問題の提供を受け、調査を利用することができること。問題の提供後、採点等は学校の設置管理者の責任の下で行い、調査の結果は抽出調査の集計に用いないこと

【調査結果の取扱い(公表等について)】

- ・抽出調査の結果について、国全体の状況、国・公・私立学校別の状況、都道府県毎の域内の公立学校全体の状況について公表すること
（注）各市町村ごとの抽出対象校の集計や学校ごとの結果は集計しない
- ・抽出対象の各児童生徒の結果等について、当該生徒の在籍する学校及びその設置管理する教育委員会に提供すること。また、学校から児童生徒に個人票を提供すること。
- ・抽出対象の各児童生徒の結果等を基に、教育委員会や学校が独自に集計した場合、その公表・開示については、以下の点に十分配慮すること
 - ① 保護者や地域住民に対する説明責任
 - ② 情報公開条例等との関係
 - ③ 序列化や過度の競争につながらないようにすること
 - ④ 各児童生徒の個人情報の保護との関係
- ・希望利用による調査の結果の取扱いは、学校の設置管理者において判断すること。特に、上記①～④の点に十分配慮すること

【希望利用の実施について】

- ・希望利用による調査を行う場合は、学校の設置管理者において実施前に作業方法等を定めるとともに、必要な措置を講じること

教委議案第2号

平成22年度就学援助の認定基準見直しについて

平成22年度就学援助の認定基準見直しについて、委員会の議決を求める。

平成22年1月19日提出

大東市教育委員会
教育長 中 口 馨

理 由

就学援助認定基準額の算出方法を明確にし、より適正な基準での実施をはかるため

【資 料】

就学援助の認定基準見直しについて

1. 就学援助認定基準の算出方式の変遷

①昭和59年度までは生活保護基準を準用してきたが、生活保護基準の上昇に伴って就学援助の基準としては不適正な金額に上昇したため、北河内各市で標準生計費を用いることで合意

↓

②昭和60年度から平成3年度まで標準生計費を用いて認定基準を算出

↓

③平成4年度より、前年度認定基準額に、前年度物価上昇率を乗じて算出

2. 就学援助認定基準見直しの理由

- ①現在、就学援助の認定基準額は、前年度の認定基準額に消費者物価指数を考慮し、決定しているが、その算出ベースは平成3年度のものであり、現在では算出方法そのものが曖昧になっている。そのため、認定基準の算出根拠を明確化する必要がある。
- ②現在の大東市の就学援助認定率は、北河内7市の中で1番高く、また、認定基準額は、枚方市に次いで2番目に緩い。
- ③平成17年度より当該事業に係る財源の見直しが行われ、補助金交付から所得譲与税として財源移譲および地方交付税の財源措置とされたため、現在では、本市の単独事業に近い状況となっている。

平成20年度 就学援助費決算額 ※（ ）は国庫補助金額

小学校：140,031,877円 (136,330円)

中学校：57,364,197円 (381,400円)

合計：197,396,074円 (517,730円)

3. 大阪府下各市の認定基準について(吹田市調べ)

生活保護基準 26市

市独自の基準 6市

文部科学省基準 1市

4. 生活保護を基準とした認定基準を持つ他市の状況について(吹田市調べ)

生活保護基準×1.0倍・・・3市町村

生活保護基準×1.05倍・・・2市町村

生活保護基準×1.1倍・・・10市町村

生活保護基準×1.15倍・・・2市町村

生活保護基準×1.2倍・・・4市町村

生活保護基準×1.3倍・・・5市町村

5. 生活保護を基準とした新認定基準額(4人世帯) ※第1類、第2類(冬季加算含)、教育扶助を算出基礎とする

※下記金額は、所得金額(給与支払総額)

生活保護基準合計額・・・2,359,874円(3,624,843円)

生活保護基準合計額×1.2倍・・・2,831,849円(4,214,811円)【新基準額】

現行基準金額・・・3,156,000円(4,623,900円)

6. 各市の基準額(新基準額含)

大阪府下

平成21年度認定基準額(4人世帯:円)		
1	泉佐野市	2,174,240
2	阪南市	2,195,951
3	富田林市	2,280,000
4	羽曳野市	2,353,008
5	泉南市	2,391,000
6	和泉市	2,550,000
7	貝塚市	2,560,000
8	堺市	2,595,495
9	東大阪市	2,700,000
10	門真市	2,735,800
11	高槻市	2,826,000
	大東市(新基準)	2,831,849
12	岸和田市	2,906,000
13	大阪狭山市	2,914,000
14	四條畷市	2,916,000
15	寝屋川市	2,916,928
16	柏原市	2,928,433
17	守口市	2,951,200
18	茨木市	2,952,800
19	高石市	2,960,000
20	豊中市	2,960,800
21	交野市	2,973,060
22	箕面市	3,028,025
23	大阪市	3,090,000
24	大東市(現行基準)	3,156,000
25	枚方市	3,231,000
26	八尾市	3,258,000
27	島本町	3,288,240
28	摂津市	3,584,000
29	吹田市	3,995,849

河北7市

平成21年度認定基準額(4人世帯:円)		
1	門真市	2,735,800
	大東市(新基準)	2,831,849
2	四條畷市	2,916,000
3	寝屋川市	2,916,928
4	守口市	2,951,200
5	交野市	2,973,060
6	大東市(現行基準)	3,156,000
7	枚方市	3,231,000

7. 新基準額における減少予想認定率

29.86% (平成20年度実績) → 27.10% (新基準)

8. 新基準適用開始時期

平成22年4月～

6. 会議録

田中委員長

ただ今から、平成22年大東市教育委員会1月定例会の開催に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

松本部長

出席委員について報告いたします。本日の出席委員は4名全員でございます。

田中委員長

報告のとおり、定足数に達していますので、ただ今から平成22年大東市教育委員会1月定例会を開会いたします。

日程第1、本日の定例会の会議録署名委員指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第6条第2項の規定により、委員長において「小倉委員」を指名いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第2 教委議案第1号「平成22年度全国学力・学習状況調査への協力及び希望利用について」提案者の説明を求めます。

植木上席主幹

教委議案第1号「平成22年度全国学力・学習状況調査への協力及び希望利用について」説明させていただきます。提案理由は、平成22年全国学力・学習状況調査における抽出調査への協力及び希望利用について、文部科学省からの照会への回答を要するためでございます。平成21年12月28日付けで文部科学省より「平成22年度全国学力・学習状況調査の実施要領」の通知がありました。本日、資料で添付しております「平成22年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領のポイント」により説明させていただきます。

まず、調査方式についてですが、全国・学力学習状況調査の実施方式につきましては、平成22年度から悉皆調査から抽出調査に切り替えて実施されることになりました。全国的にはおよそ3割の抽出率となっております。また、中学校3年

生と小学校6年生を対象とすること、国語、算数・数学を対象教科とすることについては昨年までと変更はございません。今回、国から本市に対して抽出対象校が中学校の4校で、小学校は対象校なしという通知が既になされております。

抽出調査の対象校以外(中学校4校以外の学校)については、市教委が検討のうえ希望すれば、文部科学省から抽出調査とまったく同一の問題が提供されますが、採点・集計等は国では一切行わないし、国の調査結果にはその内容が反映されないということになっております。

調査結果の取扱い(公表等について)については、国全体の状況、国・公・私立学校別の状況、都道府県ごとの域内の公立学校全体の状況についてはこれまでと同様に集計・分析のうえ公表すると実施要領で示されております。ただし昨年と違う点は各市町村ごと、学校ごとの集計・分析データの提供は一切行わないということでございます。

また、抽出校と市町村教育委員会には前述の3つのデータ以外に児童・生徒の回答状況を一覧にしたものと学校には別に児童・生徒の家庭に返却する為の個人票を提供することが示されております。次に抽出対象校での各児童生徒等の結果を基に、教育委員会や学校が独自に集計した場合、その公表・開示については昨年同様説明責任や序列化・過度の競争につながらないようにするといったような点に十分配慮することとされております。また仮に抽出校以外の学校での希望調査を実施した場合にも同様の配慮が必要であり、各市町村の責任で実施することとされております。

以上の様な昨年までの実施形態とは異なる点を踏まえ、国からの抽出調査への協力および希望利用について照会回答の

必要があることから、本日は一つ目、抽出調査に協力するかどうか、二つ目、抽出調査に協力するのであれば、抽出校以外の学校について希望利用の形で実施するかどうかについてよろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いいたします。

田中委員長

平成22年度の全国学力・学習調査についての提案理由をご説明いただきました。本市の抽出校は中学校4校のみとの説明がありましたが、まず抽出調査に協力するかどうか、次に抽出校以外の学校で希望利用するかどうかについて審議してまいります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小倉委員

今回抽出された中学校4校、また小学校はなしとなった抽出結果について抽出方法はどうだったのか説明してください。

植木上席主幹

大阪府を通じての説明は乱数表を用いた無作為抽出ということであり、全国の状況把握のためには、30%の抽出が必要であるという理由からであり、都道府県ごとのバランスや精度には配慮されていないということです。学校規模を想定して割り振ったということで、その結果、本市では中学校4校のみとなったということです。

田中委員長

4校の抽出については、無作為の抽出によるものであるとの説明を受けましたが、その他何か質問はございませんでしょうか。

小南委員

調査の実施日について、希望校の実施日はどうなるのか。また、抽出校であっても実施日を変更することが出来るのかということについても説明していただきたい。

植木上席主幹

抽出校の実施日については、平成22年4月20日（火）と指定されています。その抽出校の調査日が修学旅行等の学校行事に当たった場合には後日の実施は可能であるとの説明を受けてい

ます。ただし、後日の実施になる場合は、その段階で調査・分析が反映されないということになります。また、抽出該当校がその実施日に実施できないため、その代わりに学校を抽出代替校としてたてなければならないということはありません。希望利用する学校については、学校独自の判断で指定日以降に実施することは可能であるとの説明を受けております。

小南委員

そこで事務局としてはどうするか考えをお持ちなのでしょうか。4月20日（火）に実施する予定なのでしょうか。

植木上席主幹

日程、方法など詳細につきまして現在、検討中ではございますが、抽出校が4月20日（火）に実施するとなりますと、希望利用による実施校も同様に4月20日（火）に実施する予定であると考えております。

田中委員長

希望利用校も4月20日（火）に実施するとのことではありますが、その他学力・学習状況調査の詳細等についてご質問はございませんか。

小南委員

希望校で実施する場合に採点等は学校の責任の下で行うことになっていますが、大東市で希望利用した場合の採点方法はどうか考えているのかをお聞きします。

植木上席主幹

今後、詳細については検討の必要があると思いますが、基本的には学校ごとに教員による採点となりますと、採点基準にブレが生じ、採点の精度が落ちることにもなりかねませんので、そういう点も踏まえて、全校業者委託による採点・分析を基本に考えて教育委員会事務局でもその詳細等について検討を行ないます。現在、具体的に業者数社に対して内容についての調整を始めているところであります。

小南委員

その調査は、抽出校4校も含めた全校に対して実施ということの理解でよろしいでしょうか。

植木上席主幹

抽出校も含めた全23校に対して業者委託での採点・分析と
考えております。

田中委員長

全23校に対して実施ということですが、その他具体的な点につ
いてご質問・ご意見はございませんか。

小南委員

昨年まで、全校で実施してきた経過もあり、各校の傾向をつかむ
という点からも全23校での実施が望ましいと考えています。

田中委員長

他に何かご質問はございませんか。

小倉委員

各校での生活状況と学力との関連性との分析においても全校で
全国学力・学習状況調査を実施することが必要であると考えま
す。特別支援学級に対する取り組みはどう考えているのでし
ょうか。

植木上席主幹

特別支援学級の生徒に対しても基本的にその学校での平素の教
育活動におけるテスト実施の時と同じ配慮をしていくという考
えで実施要領に基づいて、実施してまいります。

田中委員長

先ほど小倉委員から意見のありました学力・学習状況調査につ
いてですが、児童生徒質問紙調査等も同時に実施していくとい
うことよろしいのでしょうか。

植木上席主幹

すべて含めて実施し、分析してまいります。

田中委員長

他にございませんか。

小倉委員

日本語指導とありますが、日本語の理解できない児童はおられる
のか、その場合の実施についてどうするのかをお聞きします。

植木上席主幹

支援学級に在籍の生徒への配慮について基本的に学習指導要領
に則った指導をしている児童生徒については対象となりますし、
個々に下学年の指導を受けている児童生徒や特別な教育課程を
編成して指導を行なっている児童生徒に対しては、必ずしも対
象にはなっておりません。ただ、指導の状況に応じて支援学級の
生徒についても本人やご家庭と相談のうえ可能な範囲で受験し

ていただきますし、日本語指導が必要な児童生徒に対してはルビをふるでありますとか時間を延長するだとかの配慮については個々学校の状況に応じて事前の調査とともに相談のうえ実施していくということになっております。

田中委員長

質問はよろしいでしょうか。他にないようでしたら次にご意見はございますか。

先ほど小南委員より抽出校以外でも調査を実施する方が良いという意見が出されましたが、小倉委員いかがですか。

小倉委員

本市全23校で実施したほうが良いと思います。

田中委員長

それでは採決を取らせていただきます。平成22年度全国学力・学習状況調査における抽出調査への協力と抽出校4校以外の他の学校に対する希望利用に同意をし、また、全23校での調査を実施することに対して賛成の方は挙手をお願い致します。

— 全員、挙手 —

田中委員長

ただ今提案のあった議案については、全員一致により原案のとおり可決いたします。次に、日程第3教委議案第2号「平成22年度就学援助の認定基準見直しについて」提案者の説明を求めます。

中西課長

教委議案第2号「平成22年度就学援助の認定基準見直しについて」説明いたします。提案理由といたしましては、就学援助認定基準額の算出方法を明確にし、より適正な基準での実施を図るためというものでございます。資料をご覧ください。まず、就学援助の認定基準を見直す理由でございますが、1つには現在、算定基準について算出方法が曖昧になっていることがあげられます。就学援助の認定基準額は、前年度の認定基準額に消費者物価指数を考慮し、決定していますが、その算出ベースは平成3年度のものであります。大阪府内各市の認定基準は、ほとんどの市が生活保

護基準をベースとしております。市独自の基準を適用しているのは本市を含む北河内の市のみであります。そのため、大東市におきましても生活保護をベースに基準額を算出するのが望ましいのではないかと考えております。次に現在の大東市の就学援助認定率は、北河内7市の中で1番高く、また、認定基準は、枚方市について2番目に緩い金額となっております。各市の基準額の比較においても北河内のみならず大阪府下においても緩い基準となっており、基準を見直す必要があると考えます。最後の理由といたしまして、就学援助にかかる費用があげられます。平成17年度より就学援助に係る財源の見直しが行なわれ、補助金交付から所得譲与税として財源移譲および地方交付税の財源措置とされたため、現在では、市の単独事業に近い形で運営されております。

参考までに平成20年度の就学援助費決算額を掲載しておりますが、197,396,074円という額が支払われています。以上が今回就学援助の見直しを図った理由でございます。次に新しい基準でございますが、基準を算出するにあたっては、生活保護基準より第1類、第2類（冬季加算含）、教育扶助の3つを基礎といたしました。その結果、算出された額が2,359,874円でございます。これに1.2倍したものを新認定基準額とし、その額は2,831,849円であります。ちなみに現行基準額は、3,156,000円であります。新認定基準額で見ますと大阪府下においては、ほぼ中位に位置することになります。この基準額への変更により小中学校併せて208人認定者数が減少し、歳出で約1,200万円抑制されるということが見込まれています。また、認定率についてですが、平成20年度の実績で小中学校併せまして、29.86%が新基準になりますと27.1

0%ぐらいになるものと思われます。最後にこの新認定基準の適用開始についてですが、来年度の平成22年4月から適用したいと考えております。説明は以上でございます。

この議案につきまして、よろしくご審議のうえご議決いただきますようお願い申し上げます。

田中委員長

ただいま教委議案第2号「平成22年度就学援助の認定基準見直しについて」、認定基準の算出方法等についてご説明いただきました。この件についてご質問はございますか。

小倉委員

認定基準の1.2倍という数字はどのような形で出されているのか説明してください。

中西課長

教育委員会で基準率を1.1倍および1.2倍とした場合について試算いたしました。1.1倍としますと、北河内で最も認定基準額が低いこととなります。さらに大阪府内での比較においても上位8番目となることからすぐに基準を厳しく見直すより、段階的に状況を見ながら見直しを行なっていくほうがよいのではないかという判断から1.2倍といたしました。それを適用いたしますと、大阪府内では中位に位置することとなり、また、北河内内では門真市について2番目に位置することとなります。そういう理由から今後、2段階で見直していく方が望ましいと判断しました。

田中委員長

ただ今、基準の考え方についてご説明いただきましたが、他に質問はございませんか。

小南委員

就学援助費の決算額が資料で示されており、カッコ内は国庫補助金とありますが、その額は少ないことからほぼ全額に近い金額が市単費で支出されているということなののでしょうか。

中西課長

そのとおりでございます。

小南委員

大東市での歳出全体のバランスから見て、認定基準を1.2倍と

	<p>した時の支出額が他の事業と比較して適当な基準設定になるものであると考えてよろしいのでしょうか。</p>
松本部長	<p>本来ならば生活基準額をベースにし、1.0倍とすることが望ましいのですが、他市の状況から1.1倍が最も多くなっております。1.1倍といたしますと60万円近く基準が上がることとなり、教育を保障するという趣旨をもつ就学援助制度の目的からして、今回は1.2倍で見直しをするという方が適当であると判断いたしました。今後、しばらくはこの率で運用してまいりたいと考えております。</p>
田中委員長	<p>ただ今の説明では、大阪府下的には1.1倍が最も多くなっていますが、教育の保障制度であるという観点から1.2倍を適用し、認定基準額を算出することとしているという説明であります。</p> <p>他にご質問はございませんか。</p>
小倉委員	<p>認定基準算出の倍率を1.2倍にした場合に歳出額が見込みで1,200万円ほど減少することになるわけですが、この額は教育分野関係で利用・活用されることになるわけでしょうか。</p>
松本部長	<p>現在、来年度予算の策定過程にあります。教育委員会といたしましては財源として教育施策の充実にあてたいと考えております。まもなく予算編成の案が明らかになるものと思われませんが、教育委員会としまして現在、財政当局に対して要望をあげているところであります。</p>
田中委員長	<p>他にご質問はございませんか。</p>
小南委員	<p>データとしまして現在、就学援助を受けている小中学校生の比率と、新認定基準での予想される比率はおわかりなのでしょうか。</p>
中岡総括次長	<p>現行小学校では2,216名、中学校では1,038名、合計3,254名の児童生徒が就学援助を受けております。これが新認定基準になりますと、小学校で157名、中学校で51名、合わせ</p>

田中委員長

て208名の減少になるものと試算しております。

他に質問はありませんでしょうか。無いようでしたら、ご意見はいかがでしょうか。

小南委員

現在、就学援助を受けているご家庭も厳しい状況にあると思いますし、また行政の市単費での支出という点においても同様ですので、総合的に判断して就学援助の認定基準見直し案が提出されているということですから、いたしかたない面があると考えます。208人の方への影響は大きいものであると考えますが、市全体という観点から判断すれば、仕方ないものと思います。

田中委員長

市全体の厳しい財政状況、また現在の厳しい経済状況の中、市民、保護者の所得状況等を考えあわせた結果、教育委員会として今回の見直し案が出されたものであるという説明がありました。また、見直しを行わなければ、現行基準では大阪府下でも緩い基準のままであるということになりますので、来年度から新基準に見直し、改めていこうということであります。

その他ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

小南委員

市の予算も市民の税金で成り立っているということを考えあわせますと、市税も減少している中、就学援助の認定基準の見直しによる援助が減少してもいたしかたないのではないかと考えます。したがって、生活保護認定基準額の1.2倍の額の認定基準額とするのが適当であると思います。

小倉委員

新認定基準適用により抑制されるであろう歳出額約1,200万円が教育分野全般に有効活用されるということであるのなら、見直しも良いのではないかと思います。208名の方にとっては厳しいことにはなりますが、市全体として見直していく状況にきているものと判断いたします。

田中委員長

ただ今、新認定基準の見直しについてご意見をいただきました。

他にご意見等ございますか。無いようでしたら、就学援助認定基準の見直しの提案について採決を取らせていただきます。

就学援助金の認定基準見直しについて、承認の方は賛成の挙手をお願い致します。

— 全員、挙手 —

ただ今提案のあった議案については、全員一致により原案のとおり可決いたします。本日の審議事案は以上で終了となります。

次に、日程第4「一般業務報告」に移らせていただきます。それではご報告をお願いいたします。

中田総括次長

生涯学習課より報告させていただきます。

1月11日開催の「成人の日」の記念行事について当日参加者等の報告をさせていただきます。平成22年の二十歳の方は平成21年10月末現在で1,278名でございました。当日の参加者は927名で出席率は72.5%でございました。また、1月17日に開催しました「子ども会駅伝大会」につきましても、結果概要報告をさせていただきます。駅伝には女子の部17チーム、男子の部21チームが参加いたしました。結果と致しまして、男女とも1位のチームは19分台で終了しております。一般業務報告は以上でございます。

田中委員長

他に報告等ございませんか。

他に報告等がないようでしたら、1月の教育委員会定例会は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。